

ワシントン駐在問題調査特別委員会記録

< 第27号 >

令和7年第7回沖縄県議会（11月定例会）閉会中

令和8年1月13日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

ワシントン駐在問題調査特別委員会記録＜第27号＞

開会の日時

年月日 令和8年1月13日 火曜日
開 会 午前10時18分
散 会 午後3時6分

場 所

第2委員会室

議 題

1 証人尋問について

出席委員

委 員 長	西 銘 啓史郎
副 委 員 長	仲 里 全 孝
委 員	宮 里 洋 史
委 員	徳 田 将 仁
委 員	新 垣 淑 豊
委 員	下 地 康 教
委 員	大 浜 一 郎
委 員	上 原 快 佐
委 員	玉 城 健一郎
委 員	大 田 守
委 員	新 垣 光 栄
委 員	仲宗根 悟
委 員	高 橋 真

委 員 比 嘉 瑞 己
委 員 当 山 勝 利

欠 席 委 員

なし

証人尋問のため出席した者の職・氏名

(証人)

溜 政 仁

○西銘啓史郎委員長 ただいまから、ワシントン駐在問題調査特別委員会を開会いたします。

ワシントン駐在問題に係る証人尋問についてを議題といたします。

本日の証人として、平成31年度から知事公室において基地対策課長及び基地対策統括監を務め、現在は知事公室長である溜政仁氏に出席をお願いしております。

溜証人からは、質問確認のための筆記用具の使用、及び手元での確認のメモの持込みについて、また、証言の正確性を期するために、補助者として知事公室基地対策課長玉元宏一朗氏及び同じく基地対策課主幹町田光弘氏の同席を希望する旨の申出がありました。

これらにつきましては、内容等を確認の上で委員長としてメモ等については許可することとしますが、ただし、補助者に関し、玉元氏については、証人として既に証言を得ていること、溜氏とは直属の上司と部下の関係性も強く、事実関係上も深く関わっていること等から、溜氏の証言内容に影響を与える恐れがあると判断し、補助者としては、知事公室基地対策課主幹町田光弘氏のみの同席を認めましたので御報告いたします。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 今回の補助者の同席についてですが、説明はあったんですけれ

ども、それについてこの委員会あるいは理事会にはなぜ諮らないんですか。

○西銘啓史郎委員長 補助者の取扱いについてということで、令和7年11月4日、委員会で決定したことがあります。この内容については、補助者の許可は証人からの申出に応じて、条件に沿って決定するが、証人尋問の迅速化、効率性の観点から、その判断・決定については委員長へ一任するという事になっておりました。ということで、委員長としての判断でございます。

○比嘉瑞己委員 委員長に一任するとあってもですね、やはり合議体ですので、民主的な運営に徹するべきだと思います。現に本会議でも、議長に権限ありますけれども、その運営に当たっては議会運営委員会もあるし、やはりみんなで運営を決めていくものだと思うんですよ。その理由も、それは一理あるかもしれませんが、ちゃんと議論を尽くしてね、参加させる、させないというのやるべきじゃないですか。

○西銘啓史郎委員長 それではこの件に関して各会派からの御意見をどうぞ。

○上原快佐委員 今委員長から説明ありましたけれども、少なくともですね、時間的にはいとまがないとしても、最低でも理事会ぐらいは招集して、それで各理事の意見を聞く。それによって、議論をしていくという丁寧なやり方というのがやはり必要であると。これ今回、もし仮にですね、委員長のやり方というのがそのまま通ってしまうと、今後の証人尋問についても、同様な疑念が持たれるということになれば、委員長の判断で全てできるのかということになってきますので、やはりここは丁寧な議論を、理事会なり、全体なりですね、やる必要があるというふうに思います。

○西銘啓史郎委員長 ちょっと確認します。

皆さんは溜証人の補助者として、玉元さんが同席することを認めてほしいという理解でいいですか。

○上原快佐委員 認めてほしいというよりも、皆さんはというよりもうちの会派として話しますが、議論をしっかりと理事会なり委員会でやって認めないなら認めないその理由というのも、委員長の意向もあるかと思しますので、そこはしっかりと議論していく中で、丁寧に進めましょうよという話なんです。

○西銘啓史郎委員長 ちょっと待ってくださいね。じゃ、私の進め方が丁寧じゃない。だから、それについては、玉元さんと呼ぶことに対して、まず賛成か反対か分かりませんが、議論がないことに対する不満ということでしょうか。

○宮里洋史委員 民主的な手続並びに理事会を開催する丁寧さのお話が今出ておりますけれども、そもそも理事会で、この合議体の中で一任すると書いてあるわけですよ。委員長の冒頭こういう理由でこの人を補助人と決めましたとありましたけれども、委員長の手続が、さも非民主的で丁寧さを欠いているというような言い方は僕は看過できません。もしそれを言うのであれば、この今合議体ですが、この場においてですね、こういうとき話し合っただけという意見なら僕は理解できます。ただ、一任をしていると決めたのは我々ですから、今の言い方はちょっと委員長に対して少し失礼なのかなと僕は思います。以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに何かありますか。

○新垣光栄委員 委員長ではなく我々で決めたんですか。我々が決めたっていうの。それもあるんですけども、今まで……。

そしてもう一つ、今までそういった手続の中で、証人尋問の中でですね、今までそういう事例は、沖縄県議会であったのか、国会でもあったのか。この辺どうですか。

○西銘啓史郎委員長 事務局から答えさせます。

○下地広道政務調査課副参事 過去に証人——参考人はいいて、証人尋問に集中しますが、過去2回ございますけれど、証人の補助者ということで何名か、結構な人数がついたりもししていました。過去においては、今確認した限りではない。昭和50年のところは除いてですね、これまで過去において、補助者を認めなかったという例はございません。

○西銘啓史郎委員長 ちょっといいですか。

冒頭申し上げましたけれども、私が玉元さんを適任ではないと判断した理由は1つです。

我々今、令和2年のメモのことをいろいろ、玉元さんは当時班長として課長

に報告をしましたと。これを今回溜証人からまた確認するわけですね。それを溜証人が後ろで玉元さんとかいう話をするということ自体、私は違和感を覚えています。

要は証人として——ですから町田さんを認めた理由は、法的なこととかいろんなことについては溜証人もなかなか答えられないだろうと。その代わり、それ以外のことで答え——変な言い方すると、溜さんの言葉が、補助者のことで変わってしまう恐れがあるということもあって、しかも、証言者として来てもらった方をこの場に補助を出すのは適切ではないという委員長の判断をさせてもらいました。

ほかに、会派から意見があれば。

○比嘉瑞己委員 補助者が適合するかとか、ふさわしいかという議論ではなくて、運営の仕方を問うているんです。何のために理事会があるんですか。丁寧にやるべきじゃないかと。こういった議論をね、ちゃんと理事会でやればいいわけですよ。落ち着くところに落ち着くはずなのに、委員長の一任でそれを決めてしまっていることが問題じゃないかという提起です。今からでも理事会を開いてね、きちんと議論した上で進めてほしい。

○西銘啓史郎委員長 いや、じゃ、まず皆さんの意見を聞かせください。

開く、開かないは委員長で決めますけども。

大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 理事会を開くか開かないかは別として、どうせ今皆さんここにいるんだから、委員長の判断は僕は全然間違っていないというふうに私は思っていますので、この中で、もう決を採ったほうがいいんじゃないですか。

○西銘啓史郎委員長 分かりました。

その前に、私ちょっと補足しますけど、例えばですね、傍聴席に傍聴人が入るときというのは、委員長の許可になっています。いいですか。それを私は理事会で諮ったことは一度もありません。報告もしたこともありません。これも今後は傍聴人が入る場合には、全て理事会を開いて、委員長の許可ではなくて皆さんに相談したほうがいいということで理解してよろしいですか。

○大田守委員 傍聴人等の問題じゃなくてですね、理事会があるんですよね。私たちの委員会には。だからその理事会をしっかりと開いてやらなかったことが

今日のこの30分の遅れなんですよ。なぜその手続をしなかったのか、それだけなんですよ。それとともに、これまでそういった前例がないと。私は、この百条委員会は真実を究明するためのものだと思っています。その中で2人ね、先ほど部下と上司という表現があったかもしれませんが、でもだからこそ分かる面もたくさんあると思います。また、思い出す面もあると思います。そういった中では、お二人がお互いの内容をね、確認するというのも私はいいと思うんですよ。そのほうが、事実の解明につながってくると思っております。その中で、変なおかしい動き、私たちは全部見ていますよ。

それだけね、私は駄目というのがね、ちょっと。だからこそ理事会を開いて、こういったものもあるんだけど、どう思いますかと。理事会の中で、しっかり話をして、最終的に委員長が全て決めれば私いいと思うんですけども、今回その手順がないんですよ。

○西銘啓史郎委員長 一ついいですか、理事会を開くべきだという意見が今与党からありました。そうじゃなくてもこの場で議論して、採決かどうか分かりませんが、皆さんまだ考えが分からないんでね。理事会を開くべきだって理解は分かるんですけど、玉元さんと呼ぶことが適正かどうかについて、まだ意見をもらっていないので、お一人ずつ意見をもらっていいですか。

理事会を開くつもりは私はありません。

まず、この場で……。

休憩いたします。

(休憩中に、理事会を開くことになり暫時休憩した。)

午前10時32分休憩

午前11時4分再開

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

今理事会を開催いたしました。理事会の議論等について、私のほうから説明いたします。

まず、補助者の取扱いについて、という資料を各理事のほうにお配りをしました。その中で先ほど私が冒頭申し上げましたけども、補助者の許可については、証人からの申出に応じて、条件に沿って決定するが、証人尋問手続の迅速化・効率性の観点から、その判断・決定については委員長へ一任するということで、私の経緯を説明しました。

それについて許可の条件とありますけども、理事の中からは、不許可の条件も明記すべきだという意見もありました。ただし、これはもう委員会決定事項でありますので、これについては、特に不許可の条件を設定するかどうかは、中では合意を得られませんでした。

それから、具体的に玉元さんを補助者として呼ぶべきかどうかについては、与党会派からは呼ぶべきだという意見、そして野党からは呼ぶべきではないということでお互いいろんな意見がありました。

結論から言うと、全会一致の合意を見なかったものですから、これについては、この後、証人もずっとお待ちいただいているわけですから、私の委員長としての手続について、私は繰り返しますけども、一任された以上は私の判断としてさせてもらったことを説明もしましたけども、合意が得られなかったので、この後どうしますかということで、野党のほうからは、もう挙手採決でもやってくださいという意見がありました。

これについては、与党のほうからは、これを挙手採決したら今後全部そうなるんじゃないかという意見もありましたけれども、委員長としてはまずこの今日の証人尋問を進めるべく動かしたいので、与党の理事から採決をするかしなにかを持ち帰りたいという意見がありましたので、暫時休憩をして……。

○新垣光栄委員 玉元さんに限らず、私たちが言っているのは補助者を呼ぶ、呼ばないの制限をかけるべきでないという議論のもと、今回玉元さんを制限するのはいかななものかということですので……。

○西銘啓史郎委員長 いやこれは同じように、呼ぶべきであるという人と呼ぶべきじゃないという意見があったんで、合意を見なかったということです。これについては繰り返しますけども、理事会を開くべきだったという意見については耳を傾けまして、理事会も開きました。理事会を開いていないわけではないですよ。

そういうことで、今の段階では持ち帰りたいということです。暫時休憩をしたいと思います。

○宮里洋史委員 持ち帰りたいって、理事会になったっていうのはすごい理解しているんですけども、行く前に何か決を採ると言って……。

○西銘啓史郎委員長 僕は言いましたよ。一任してくださいと言ったけどそうじゃないみたい。持ち帰りたいと。

○仲里全孝委員　今から決を採るんだよ。決を採るけど、持ち帰って調整させてくださいと。

○宮里洋史委員　分かりました。

○西銘啓史郎委員長　よろしいですね。要はもう理事会で合意がなかったことについて、これは合意がないから開かないかという、そういうわけにいかないんで。証人もずっと時間をつくってもらっているし、これをするために最後は挙手採決にならざるを得ないかなと思っているんですけど、これを持ち帰りたいというふうに与党の理事からありましたので、暫時休憩をします。

○仲里全孝委員　今後の運営についてですね、我々が時間をかけてですね、取扱い方法、補助者の方法を決めたんですよ。それを決めたにもかかわらずね、お互いが時間かけてやったのを、最小少人数というふうにいろいろもろもろの権限を与えているんですよ、委員長に。そうであってもこういったことが出てくる以上はね、ちゃんとこの運営規則にのっとって、これから委員会を進めてください。

　　以上です。

○西銘啓史郎委員長　暫時休憩いたします。

　　午前11時8分休憩

　　午前11時58分再開

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。

　　与党のほうで協議する時間がほしいということでしたので、その協議の結果をお願いします。

○上原快佐委員　お疲れさまです。

　　すみません、お時間をちょうだいしました。ありがとうございます。

　　我々としてしてですね、幾つか今回のこの取扱いについて論点もあるのかなというところがあります。

　　ただ結論としては、もう今回に限ってですね、多数決で決めるということは、やぶさかではないとは思っておりますけれども、ただ補助者の取扱いというも

のについて、確かに委員長へ一任するという文言はありますけれども、これはあくまで、この許可というものが前提となっているというふうに我々は理解しています。

というのは、地方自治法上は、議長が様々な権限があつて、決められるんだけれども、基本的にはそれを議長やらないわけですよ。議会運営委員会に諮って、あくまで民主的にですね、合議制の下で議会運営をしていくわけです。その中で、委員会についても、沖縄県議会の今までの前例、歴史を踏まえて、それを踏襲して準用しているわけなので、今回のワシントン駐在問題調査特別委員会についても、基本的にはそういった議会のやり方というのを準用して、やっていくべきであろう。だから、この百条委員会については、基本的にそういった取扱いがある場合には、理事会を開いて、しっかりと協議した上で、やっていくべきであろうというふうに思っております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 この百条委員会は、真相究明が目的です。そのためこの補助者もですね、認められていて、許可制にはなっているけれども、今、上原委員が言ったように、あくまで合議制の委員会ですので、必要な手順を踏むべきだったと思います。

もう一つ、過去にも証人として呼ばれた人が、その後補助者として認められた事例もあるわけですから、これはですね、やはりその制度の趣旨、目的を考えてもですね、補助者を認めるべきだと、そのことを表明しておきます。

○西銘啓史郎委員長 ほかに何かありますか。仲里委員。

○仲里全孝委員 補助者の件に、ちょっと意見を言わしてください。

内容を見てお互いが補助者の取扱いについて、これまで議論して、ちゃんと明文化されてですね、取り扱ったにもかかわらず、今日理事会の話が出て、理事会も開きました。私はですね、むしろ補助者の人数ですね。人数を明記したほうがいいんじゃないかなと思います。そうじゃなければですね、これ必要最小限というふうに明記されておりますけれども、この必要最小限というのをまた根拠がこれから出てくると思うんですよ。そうじゃなければ、この補助者の、補助者そのものというのは取扱いとして百条委員会には、要らないんじゃないかなと思います。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに意見ありますか。

下地康教委員。

○下地康教委員 いろいろ運営の仕方が議論されて、今そういうふうな規定があると思うんですけども、そもそも一任という考え方は何だったのかという話ですよ。つまり一任というのは、その議論をスムーズに進めるというような思いがあると思うんですね。であるならば、一任は撤回すべきですよ。みんな議論をして、それで納得のいく議論をするべきですよ。そうじゃなくて、なぜ一任が入ったのかと。それをしっかりと考えなきゃいけないんじゃないですか。そう思いますよ。やはり一任という言葉の重みというか、その意味というのは議論を活発化させながら、スムーズに結論を出していくと。それが一つの大きな意味じゃないですかね。私はそう思います。

以上です。

○新垣光栄委員 今の一任に関して、私も同じ考えであるんですけども、だからこそですね、前例と違う場合には事前にですね、相談して、そういった話合いの場を今後ですね、設けていただきたいということを言いたいです。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかにありますか。いいですか。

ちょっと委員長としてちょっと少し発言させてください。今、与党の中のいろんな議論の状況を聞きましたけれども、今回に限ってという発言が上原委員からありました。

委員長として思うんですけども、理事会で諮るのはいいですけども、合議されなかった場合には、最終的には採決ということは今、皆さん了解だったと思うんですけども。今、野党からありましたけれど、補助者を何名連れてくるかは、執行部側に委ねられているとしたら、これを本来許可すべきものであるというふうにしたら、仮にこの後副知事や知事が来るときに10名、15名来ても、委員長として認めなくてはいけないのかというところも疑問があるわけですね。ですから、これを理事会として毎回諮るというふうにするならするで、構いませんけれど、この合意できなかった場合のことだけは、もう一回議論したいんだけど、今回に限って採決するのか。いや、もし理事会で合意できない場合は、全て諮るような形でいいのか。今、上原快佐委員、今回に限ってという言葉があったと思うので、そこをちょっと確認させて……。

○上原快佐委員 次回以降どうなるのかというのは、もちろん分からないわけですよ。だから人数の件があったりだとか、それこそどういふその補助者を呼ぶのかというのは、分からないわけですよ。だから今回に限ってという話。

まだその議論をしていないわけですよ。今後のね。だから今後も全て委員長の一任で全てできるのかどうかというのは、違うよという話です。

○西銘啓史郎委員長 ちょっと逆にね、いろんな案件を理事会で話するのがいろいろありますよね。いろんな参考人誰にしますかと今までやってきました。一致しなかった場合には、採決ということを今回限らせてくださいと。今回だけと言っているけど、もう決定事項、与野党で合意できなかった場合には、もう採決しか僕はないと思うんですけど、いろんな案件ですよ。これ証人尋問だけじゃないですよ。理事会を開いて、合意できなかった後はどうしますかというのは、もう採決しかないかなと、委員長として思っているんですけど。これも毎回、じゃ、今回に限って採決、次は採決ならないように皆さんで議論を交わすでもいいんですけど、意見もありました。

最初から委員長に一任なんかしないで、みんなで議論をしてどうしますかってやるかね。そうなると思うんですよ。少なくとも私は一任されたものに基づいて、事務局とも相談しましたけれども、この権限、私にあるんですねということで、これを確認した上で、決定したつもりであります。ですから、今後の進め方については、もう一度いろんな話は聞きたいと思うんですけど。少なくとも今回の補助者については、皆さんの意見、野党の意見、与党の意見で採決で、まずこれは決めさせてもらっていいですね。玉元さんと呼ぶか呼ばないか。ちょっとまだ意見何かある誰か、大丈夫。

○比嘉瑞己委員 たくさん議論が出ていてですね、この要綱が必要最小限だったり、委員長に一任というのはですね、やはり我々が信頼しているからだと思うんですよ。それで委員長を信頼しているから一任するんですよ。そのためには、やっぱり議論が必要だと。そのための理事会であり、もう委員会もあるわけですから、これちゃんとやっていけばね、落ち着くところに私は落ち着くと思います。だからその都度、きちんと議論をする、その運営をお願いしたいと思います。理事会で議論した上で……。

○宮里洋史委員 一任と取り付けた理由は、与野党合意の中でやって、それは年度内にいろいろ答えを出そうという流れからだったと思います。

当時、委員長は座波委員長でありました。スケジュール考えて、そうしよう

ね。でも、スピードアップするためにも、皆さんの拘束時間も増えますし、そのために証人呼ぶわけだから、そこら辺はちょっと一任でいいですか、いいですよってなりました。

今回に限って、多数決をしましょうというお話ありますけれども、今後の話、要するに一任を外してほしいのかどうかも、この場で議論ないじゃないですか。でもそういう話になるのであれば、そもそも補助者自体が特例なわけですよ、百条委員会の中で。だから補助者なしでもいいわけですよ。そういう話も僕はどっちかというと言いたいんですよ。であればですよ。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかにありますか。

大田守委員。

○大田守委員 補助者を呼ぶのは、真相究明のために必要だろうと。やはりこんだけ10年の間のものもあるし、そして確認しないといけないところもあるかもしれないということで、私たちは補助者のオーケーを出したと思うんですよね。そこは時間かかる、何しようが、私はそれでいいと思いますし。あと、補助者が本当に極端な事例であれば、これは委員長の一任で駄目だと言っても多分通ると思います。そうでなければ、ただ単純に先ほど委員長がおっしゃったような形の証人で呼んだと。そういった喚問で呼んだと。そういった方だから駄目とか、上司関係だったから駄目とか、こういったあれであれば、私はこれは、なかなか厳しいものがあるかなと思っております。ただ、そのたびに皆さんね、やっぱりだから理事会があるし、理事会である程度話が出ておれば、ここに参加したときに、いやもう議会は多数決ですから、それでやりましょうねと。理事会でそこまで決まっていればスムーズに済むんですよ。今回その手続がなされていない。これから一任は言ったように、まずこれを認めるというその感覚でやっています。私たちの議会もそうです。議長一任です。ただでもしかし、その前に議会運営委員会にかけて日程、日数なんか決定しますよね。これと一緒になんです。委員会の理事会というのは、私はそれ一緒だと思っております。

○宮里洋史委員 取扱いを変えたいかどうかって聞いているんです、取扱いです。

○大田守委員 今日、じゃ、その議論しますかということですよ。

○西銘啓史郎委員長 皆さんがどう思っているかですよ。だから、一任はやらないっていう結論なのか。これも議論して、最後同意されなければ、多数決になるわけですよ、採決は。

○上原快佐委員 また持ち帰って、議論しないと……。

○西銘啓史郎委員長 だから、そうなるでしょう。どうするの……。

○上原快佐委員 正常化させることまでやったら、今日終わらないですよ。

○仲里全孝委員 だからね、委員長。今日、採決を採った場合には、例外を認めるということだから、今後も採決になってしまうんですよ。今日採決を採った場合に、仮に採決を採った場合に、この文言取扱いについてのお互いの合意を破棄なんです。だから一任を認めないというんだったら、これからは全て運営取扱いについては、委員長は採決で許可をもらいたい。そうなるんですよ、今日。今日採決を採ったら……。今日朝からね、委員長が進めていることに関して、我々のルールに脱線していないんですよ、全然。それを採決採るんだからね、これから。1回今日は採決を採った場合には、今後全て採決を採ってほしい。百条委員会を閉めるまでは、そうなるわけ。だって、これ一任を認めないんだのに……。

○当山勝利委員 私たちが委員長に一任したというのは、何をもってしているかっていうと、これまでの前例を見てやっているわけですよ。この前例があるから、一任でいいですよということで任しているわけ。それは何かというと、証人が補助者を呼ぶときは、それを拒否してこなかったという事実があるわけだから、これを私たちとしてオーケーですよと言っているわけであって、それを違いますと言われると、そこはまた話が振り出しに戻っちゃうと思いますよ、私は。

○西銘啓史郎委員長 当山委員の意見もいいんですけど。となると、さっき言ったように今後どうなるか分かりませんが、10名や50名来ても委員長は、もう許可するって——いやいや例えばですよ。極端なことを皆さん考えておかないと。いやどう言いたいかわかりませんが、私は委員長としては、委員長の与えられた権限の中で今回やったと思っています。これに不満があるから、

理事会も開きました。しかし、意見の一致を見ない。今後恐らく意見の一致を見ないことが続くでしょうと。それじゃ、そのたびごとに採決をしますよということを、もう一回確認したいんですけれど。もちろん意見の一致を見るように努力は委員長としてもしますよ。本来、理事でもやりたいんですけれど、今回の件はあくまでも皆さんは理事会に諮らなかったことに対する不満があったと思います。しかも、玉元さんと呼ぶことに対しては賛成だという意見がありました。反対だと意見ありました。私はどちらかというと私も反対なので、委員長として判断をしました。要は、今回証人との関係でいうと一番ポイントになるところなので、ここに手を挙げてくること自体、私は本当は委員長として不思議だったんですけれども、この本人が補助者を上げてくること自体が、これは執行部から上がってきたので。ただしこの権限は私にあるということで、事務局にも確認をしたので報告をさせてもらいましたけれども、今いろんな意見あったように、まず今日についてはもう進めなくてはなりません。もう12時10分です。午後日程も多分いろんな方もあると思いますけれども、もう再開してもまた休憩にすぐ入るしかありませんけれども。

ちょっと事務局から説明させます。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、事務局から採決の手順について説明があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

これより、玉元宏一郎氏を溜政仁証人の補助者として認めることについて裁決いたします。

本件は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

玉元宏一郎氏を溜政仁証人の補助者として認めることについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○西銘啓史郎委員長 可否同数であります。

よって、委員会条例第14条の規定により、委員長が本件に対する可否を裁決いたします。

委員長は、玉元宏一朗氏を溜政仁証人の補助者として認めることについては否決と裁決いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、新垣淑豊委員と徳田将仁委員の質疑順序の入れ替え、仲宗根悟委員の質問の取下げが確認された。)

午後 0 時15分休憩

午後 1 時21分再開

○西銘啓史郎委員長 皆さん、こんにちは。

これより、溜政仁氏への証人尋問を行います。

まず、開会が遅れたこと、溜証人、大変申し訳ございませんでした。

日程調整を含めて、ありがとうございます。

溜証人におかれましては、本日は御多忙のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。本委員会の調査のために、御協力のほどお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。

これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができます。

すなわち、証言が証人又は証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人又は証人の後見を受ける者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、又はこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷又は祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨の申出をお願いします。

基本的にそれ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処

せられることになっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人又は証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の拘禁刑に処せられることになっております。

以上のことについて、御承知おきください。

それでは法律の定めるところにより、証人に宣誓を求めます。

傍聴者を含む、全ての皆様の御起立を願います。

(全員起立)

○西銘啓史郎委員長 溜政仁証人、宣誓書の朗読をお願いします。

○溜政仁証人 宣誓書。良心に従って、真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。令和8年1月13日、溜政仁。

○西銘啓史郎委員長 どうぞ皆様、着席ください。どうぞ証人は、宣誓書に署名捺印をお願いいたします。

(証人、宣誓書に署名捺印)

○西銘啓史郎委員長 この際、証人に申し上げます。

証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際には、その都度、委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

また、証人が補助者に助力を求める際には、その旨を申し出た上で、委員長の許可を得てから行うようにしてください。

なお、補助者は自ら発言することができないこと、証人から助力を求められた場合にのみ補助できることについて御留意願います。

次に、委員各位に申し上げます。

証人は、自己の経験によって知り得た事実について、記憶を元に証言するも

のであることから、証人が直接経験しなかった事実や意見についての陳述を証人に対して求めることのないよう、御留意願います。

また、委員の発言の際は、威圧的な用語や表現を用いたり、証人を侮辱または困惑させるような質問とならないよう、証人の人権に十分御配慮願います。

次に、尋問の方法等について、休憩中に改めて確認いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、委員長から尋問の方法等について説明があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

これより溜証人から証言を求めます。

最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から尋問を行うことにいたします。

まず、あなたは溜政仁さんですか。

○溜政仁証人 はい。

○西銘啓史郎委員長 次に、職業、生年月日をお述べください。

○溜政仁証人 —————でございます。生年月日は—————。

○西銘啓史郎委員長 それでは、尋問順序に従って、各委員からの尋問を行います。

新垣淑豊委員。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

追認の件について、ちょっとお話を伺いたと思います。令和6年12月の知事による追認決裁は、どの範囲の行為を対象としているのか、これを明確に御説明いただきたいと思います。

○溜政仁証人 先ほど委員長からもありましたように、記憶を元ということなので、できるだけ記憶を元にお話しします。追認と申しますと、まず当初平成27年当時に行ったワシントンオフィス社について、県としてもこれの設立について承認するといえますか、確認をするということ、まずはそれでございます。その後、それに伴って発生しました職員の営利企業従事許可ですとか、あ

とは財産の登録等について確認をしたということでございます。

○新垣淑豊委員 この追認に際してですね、地方自治法第96条第1項各号に該当しないため、議会議決不要、追認により県所有を確定できるという法的な整理と法的な見解は持った上でこれを追認されたのでしょうか。

○溜政仁証人 基本的に議会への議決事項については、制限列举になっていると承知しております。ですので今回のこの追認については、何ていうんですかね、議会への承認は必要ないという整理で行ったというふうに承知しております。

○新垣淑豊委員 その根拠というものについては、これは何か文書とかであるものなんでしょうか。

○溜政仁証人 文書といいますか、県としてそのように整理したということでございます。

○新垣淑豊委員 県として整理をされたというお話でありますけども、この法的な整理と見解というのは、どなたが作成をしたんでしょうか。

○溜政仁証人 作成ということになりますと、担当課のほうで整理をしたということになります。

○新垣淑豊委員 担当課というと、先日お越しいただいた玉元課長のところでされたということでしょうか。

○溜政仁証人 玉元課長はその当時は課長ではないんですけれども、基地対策課のほうで行われたというふうに承知しております。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

基地対策課のほうでなされたと。その法的整理についてなんですけども、これは県の法務担当の部局とか、顧問の弁護士とか、外部の弁護士、そういった方への事前の法的な確認とか意見聴取はされたんでしょうか。

○溜政仁証人 我々そういう法律等の確認をする場合は、総務等に確認は行っ

ているところでございます。

○新垣淑豊委員 具体的に顧問の先生方とされたという認識でよろしいですか。

○溜政仁証人 すみません。そこは何ていうんですか、担当課のほうで行っているので、私の記憶としては明確ではないのでお答えできないところです。

○新垣淑豊委員 ではですね、この追認決裁において、この過去の法人設立、要は12月前ですね、その設立や出資に対する手続上の瑕疵が解消された、あるいはこれは適法になったというふうにお考えですか。

○溜政仁証人 本会議でもお話をさせていただいたところなんですけれども、この行為をやったというのは、ワシントンオフィス社について、沖縄県として認めるというものであって、過去において適正な手続が行われなかったことを、なしにするというか、そういうものではないということです。

○新垣淑豊委員 ということは、この追認決裁は、それ以降、12月以降を正当なものとしたもので、それ以前のものは、あくまでもある意味不当であった、不法なものであったという認識をなさっているということよろしいですか。

○溜政仁証人 追認の行為は平成27年に遡って有効だというふうに考えているところです。ただ、平成27年に本来取るべきであった行為等が行われなかったということのを是認するというものではないということです。ですので、効果としては、遡って効果が発生しているというふうに考えております。

○新垣淑豊委員 ではですね、この議会に対して追認議案を提出しない。あと、その後ですね、事務所のほうを撤去するに当たっての予備費の充当がされたと思いますけれども、これはどなたが判断されたんでしょうか。

○溜政仁証人 基本的には、担当課でつくって、我々公室内で確認をするんですけれども、それは適宜知事三役等に諮って確認をしているというふうに承知しております。

○新垣淑豊委員 これを確認する際にですね、議会に諮るべきではないかとい

うような内部意見は出ませんでしたか。出た場合、誰がそれを退けたのかというのを覚えていらっしゃるでしょうか教えてください。

○溜政仁証人 そこはちょっと、議会に諮るべきかどうかという話が出たかどうかは、記憶にはないところです。

○新垣淑豊委員 ではですね、今のお話だと、担当課から上がってきて公室長として三役に上げた、三役が確定をさせたという認識でよろしいですか。

○溜政仁証人 このワシントン駐在の問題は、やはり県としても大きな問題だと捉えておりますので、適宜三役にも報告をして、確認をしているところでございます。

○新垣淑豊委員 判断は誰がしたのかということです。

○溜政仁証人 判断といいますか、決裁としては知事が行うことになります。

○新垣淑豊委員 仮にですね、この追認したことに対して法的効果がないと評価された場合、今例えば住民訴訟が起こっているという話も聞いていますけれども、この場合ですね、例えば県の所有を前提とした解散であったりとか、予備費による閉鎖経費の支出、こういったものがなされていますけれども、この判断について誰が責任を負うことになるんでしょうか。

○溜政仁証人 そこはちょっと仮定の話なので、なかなか回答しにくいと思います。

○新垣淑豊委員 以上です。

○西銘啓史郎委員長 次に、高橋真委員。

○高橋真委員 よろしくお願ひいたします。

溜証人の職責をまず確認させていただきます。証人は、令和2年度から現在に至るまで基地対策課長、基地関係統括監、そして知事公室長とワシントン駐在問題を指揮監督するポストを歴任されております。この間、事務方は一貫して証人の部下であった、この事実は間違いありませんでしょうか伺います。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、高橋委員から質問内容の補足説明があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

溜政仁証人。

○溜政仁証人 委員おっしゃるように、立場は変わっていくんですけども、基本的には部下であったということでございます。

○高橋真委員 前回、玉元証人は、令和2年11月に株式会社の端緒を把握したが、議会对応などで調査が止まったと証言をしております。当時、直属の上司であった、いわゆる証人にお尋ねしたいと思います。

部下が公金支出先の違法性という重大な疑義を抱えながら、それを上司であるあなたに報告せず、独断で放置することなど組織としてあり得ることなんでしょうか。報告はあったのでしょうか、なかったのでしょうか、お伺いいたします。

○溜政仁証人 当時の班長から私のほうには報告があったということでございます。ただ、私のほうが本会議でも申し上げているところなんですけれども、その記憶がないということで、混乱を生じさせているところでございます。

以上です。

○高橋真委員 部下は報告があった。しかし、証人は記憶がなかった。これはすなわち、いわゆる課長もしくは統括監としてですね、情報がしっかりと受け止められていない致命的なガバナンスの不全ということを、長年放置していたというようなお話ではないでしょうか。

これ内部統制評価報告書でも、指揮監督が不十分だったこと、重大な不備とされております。知らなかったから責任がないのではなくて、報告があってもそれを受け止められなかったという事実になりませんか、お伺いいたします。

○溜政仁証人 当時の班長からは、いろいろ当時の状況等は説明があったんですけども、私としては今思えば、しっかり把握をしてしかなるべき措置を取るべきであつただろうというふうに変に反省しております。

以上です。

○高橋真委員 反省という言葉だけでは到底済まされない事情だと思っております。監督責任を問われると思います。いわゆる、そういう証人がそ統括監や今公室長をやっている、担われているわけではありますが、これ知事の任命責任に直結する重過失になりませんか、お伺いいたします。

○溜政仁証人 当時の班長によると、それについて私への報告というのは途中経過について報告をするというものだったということのようでございます。

その時は、そのまま流れたというか、報告をせずに終わったところだったというような報告を話は聞いているところでございます。

以上です。

○高橋真委員 追認の話に移ります。

証人は知事公室長として、令和6年12月追認決裁を主導されております。その中で先ほど証言をされておりました、やるべき行為を是認しているわけではないということでありました。追認の内容について、それはどういう意味ですか、お伺いいたします。

○溜政仁証人 平成27年当時ですね、本来であれば取られるべきであった法人、ワシントンにおける法人について、こういう体制で取りますよという本庁とワシントン駐在との確認であるとか、その後の手続等について取られなかったということまでを、よしとしているわけではないということでございます。

○高橋真委員 この追認の意味について、この事後に追認をしたということは、当時の行為をなかったことにするための組織ぐるみの隠蔽工作ではないんでしょうか。もしくは、重過失による放置というものになるのか、認識に近いお答えをしてください。

○溜政仁証人 当時ですね、10月にこの問題が明らかになって、それで県としてもいろいろ調べたんですけども、ただその後ですね、沖縄県として職員の営利企業従事許可、あるいはその財産の登録等々を行うに当たっても、何かしら県の意思を確定しないといけないということもありましたので、この追認の手続というのは、やはり必要な手続だったであろうというふうに考えております。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、高橋委員から追認は事務的になかったことにするため隠すためにやったのか、重過失による放置があったと認識しているのか、いずれであるかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

溜政仁証人。

○溜政仁証人 やるべきことをやらなかったことを隠すためにやったというのは、当たらないというふうに考えております。

○高橋真委員 と言うことは、重過失を放置し続けてきたということだと受け止めても仕方がないことだと思っています。この追認についてはですね、今まで議会を欺いて得た予算執行という政治的、法的責任が消えるわけではないと考えております。

知事は訓戒と減給で幕引きを図っておりますけど、証人がこうやって今までのことに対して知らなかった、もしくは、報告がなかったと様々なことを言っていますけれど、これは知事の統治能力の欠如というものを私は指摘をさせていただきたいと思います。証人が決裁を主導して、この追認というのは、知事の政治責任を矮小化するための方法なんですか、お伺いいたします。

○溜政仁証人 先ほど申し上げましたとおり、追認については、その後に行う手続等の起点でもあります。県としての判断というのもやはり必要であろうということで、追認という手続を取らしてもらったわけですので、そのほかの意図というものはないということでございます。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 次に、宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 公室長、よろしくお願いいたします。

先ほどからあるこの追認についてなんですけれども、端的に追認で治癒されたものは何ですか。

○溜政仁証人 平成27年当時に、ワシントンオフィスインクというものを会社をつくったということを県として認めて、役員に駐在職員2名が当たるということでございます。

以上です。

○宮里洋史委員 県として認めた根拠は何ですか、根拠。

○溜政仁証人 すみません、今根拠としてすぐ記憶で思い出せるものはないんですけれども、先ほど申し上げましたとおり、手続として必要なものだったというふうに考えています。

以上です。

○宮里洋史委員 令和2年の聞き取り調査のお話をさせてください。

当時、いろいろ確認を聞き取りしているんですけれども、法的に問題がないから再調査しなかったのか。その部分をお聞かせください。

○溜政仁証人 すみません、これは私が調査したわけではないので、なぜそういう調査になったかというのは、なかなか申し上げられないと思います。

○宮里洋史委員 ということであれば、この調査自体は班長の独断ということによろしいですか。

○溜政仁証人 前回、当時の班長、今の課長が話していたとおり、まずは基礎的な情報収集ということでやったというふうな説明を受けているところです。

○宮里洋史委員 それに対して、溜証人は当時判断を下さなかったということですか。

○溜政仁証人 判断を下さなかったかというか、その報告について記憶がないということでございます。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から本会議答弁と違うのではないかと、全く知らな

かったのか、見なかったのかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

溜政仁証人。

○溜政仁証人 このメモを作った班長からは、その当時、議会前だったということなんですけれども、私に説明をしたということのようなんですけれども、私はそれについての記憶がないということでございます。

○宮里洋史委員 あと、今、忙しかったというお話をされました。忙しかったからという理由でですね、公金の支出の適正の確認を怠るということは、正式な根拠になりますか。

○溜政仁証人 怠る怠らないというか、その状況というのを説明したということございまして、基本的になかなか当時どのようなことだったかというのは、私覚えていないものですから、なかなか説明できないんですけれども、その当時の状況は議会前だったということを説明したということです。

○宮里洋史委員 設立時点のお話に戻りますけれども、3万ドルの中に1000ドルの資本金があったとされています。整理したとありますけれども、どういう証拠書類の下、整理されたんですか。

○溜政仁証人 当時の役員会の議事録等によって、確認をしたというふうに承知しております。

○宮里洋史委員 通常、確認する場合はですね、領収書、支払いの証拠は必要だと思うんですけれども、今回の追認においては、それは必要ないという判断をされたんですか。

○溜政仁証人 この事業は委託事業の費用の中から支払われているわけで、委託については、支払いというか、使用したときに領収書等が発行されるということでございます。この1000ドルにつきましては、その後、ワシントンDCオフィス社の経費としての一部として支払われたということです。その際に、支払いについての確認はできているということでございます。

○宮里洋史委員 支払いについて確認ができているという答弁がございました。どこで確認したんですか。

○溜政仁証人 委託先の領収書、あるいはオフィス社の口座等が確認されたというふうに承知しております。

○宮里洋史委員 今、領収書とおっしゃいました。その領収書は、何の領収書ですか。

○溜政仁証人 毎年委託をしているわけなんですけれども、委託の精算の際に出てくる領収書だというふうに承知しております。

○宮里洋史委員 そこに、1000ドルと書かれていたんですか。

○溜政仁証人 ですので、最初の株式の購入に当たる1000ドルについては、直接的な領収書はなくて、ワシントンDCオフィス社の支払い、支出等が出されたときの領収書等だというふうに理解しています。

○宮里洋史委員 それでは1000ドルを入金した。そして1000ドルをもし株式会社を後ほど支払っているって、玉元当時の証人はおっしゃっていたので、後から1000ドル払ったみたいな部分の証拠書類はないということによろしいですね。

○溜政仁証人 ですので、当時の議事録等がそれに当たるかなというふうに考えています。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から入出金を明確に示す書類はないということかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。
溜政仁証人。

○溜政仁証人 資金については、ずっとワシントンDC社に留保されるもので

はなくて、支出されるものというふうに理解しています。

ですので、そのワシントンDC社の支出に充てられたと。その際の領収書等というのは、まとめて委託先から提出されているので、その1000ドルについての領収書というのは、ないというふうに考えております。

○宮里洋史委員 当初の委託仕様書、積算契約書には出資や株式取得を予定する記載はありませんし、これまでの証人もそんなものはないというお話をされていました。どの時点で、整理がなされたと認識されておりますか。

○溜政仁証人 当初は何らかの法人は必要だろうということで、その後、ワシントン駐在と現地の弁護士等がこのワシントン駐在の業務を現地で円滑に行うようにするにはどうしたらいいかというのを検討した段階で、そのような形態がよいのであろうということで、Cコーポレーションという形になったというふうに考えております。

○宮里洋史委員 であればですよ、委託事業をつくった当時の課長もですね、その後の課長も、資本金は委託料に入っていないという答弁がありまして、今、証人がおっしゃった内容を踏まえたと、委託料をもらって、当時のアメリカ側に行った駐在員と委託事業者が権限もないのにつくったということによろしいですね。

○溜政仁証人 例えば、法人の形態をどうするかというもの、あるいはその会社をどうするというものについては、やはり適切にその駐在と、本庁あるいはその委託先等で検討されるべきであっただろうというふうに考えております。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員からアメリカ側が判断したのかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

溜政仁証人。

○溜政仁証人 当時、駐在の職員と本庁側が適切に連携して取り組むべきであったところが、それがなされていなかったということだったと考えております。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、本庁側ではなくアメリカ側の独断で判断されたのかどうか明確に答えてほしいと発言があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

溜政仁証人。

○溜政仁証人 すみません、証人尋問の場合は、記憶等でお答えすることになるんですけども、これは私の何ていうか主観になるんですけども、それもよろしいんですか。

○西銘啓史郎委員長 記憶に基づかないけれども、要は今の宮里委員の質問は、アメリカ側にあれがあるんですかということに対して……。

○溜政仁証人 先ほど委員長は、記憶に基づいて発言するよというふうに言われたんですけども、これは記憶ではないんですけども……。

○西銘啓史郎委員長 どうぞどうぞ、いいですよ、発言していいですよ。
休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から問題が発覚してから追認に至るまでの知事公室のトップとして様々な情報を得た立場で振り返るとどうなのかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

溜政仁証人。

○溜政仁証人 繰り返しになりますが、その駐在と本庁が適切に対応すべきであったというふうに考えている。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から整理して答弁するように発言があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

溜政仁証人。

○溜政仁証人 やはりですね、当時の手続等には問題があったというふうに承知しております。

○宮里洋史委員 3万ドルの中に1000ドルが含まれていたと整理したという文言がありますし、今までの答弁をいただいております。それは間違いはないですか。

○溜政仁証人 はい、そのように承知しております。

○宮里洋史委員 あと取締役会、議事録並びに株券で資本金が沖縄県のものだと判断したということも間違いはないですね。

○溜政仁証人 はい、そのように理解しております。

○宮里洋史委員 沖縄県の法人だといえるのは、その書類以外はないということも事実ですね。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から沖縄県の会社と判断した書類は、この2つだけということかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

溜政仁証人。

○溜政仁証人 株式ですとか、当時の議事録等で判断をしているということでございます。

○宮里洋史委員 最後に聞きます。

委託料から追加払込資本で、この法人にお金が流れているのは事実です。沖縄県の会社でない場合、あった場合もなんですけれども、ない場合に公金の支

出の根拠はございますか。

○溜政仁証人 ない場合。仮定の話については、ちょっとお答えは差し控えた
いと思います。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から子会社であれば支払っても大丈夫ということ
かとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

溜政仁証人。

○溜政仁証人 アメリカの法律に基づいて、適正に処理されているというふう
に理解しております。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員からアメリカの法律ではなくて、沖縄県の税金、
公金の支出として子会社でもいいのかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

溜政仁証人。

○溜政仁証人 委託について、向こうでの支援というのにも含まれているので、
そこは適正に支払われているというふうに理解しております。

○西銘啓史郎委員長 下地康教委員。

○下地康教委員 今日は大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

これまでですね、証人尋問の玉元基地対策課長の証言の中で、玉元課長は、
ワシントンDC株式会社が日本でいうところの株式会社に相当するのか不明で
あり、令和2年11月の聞き取りの内容において株式会社として位置づけられて

いる法人ではないのではないかという認識であったと証言していますけれども、その当時の溜室長もですね、どのような考え方であったのかどうか伺います。

○溜政仁証人 ワシントン駐在については何らかの法人の設立が必要ということで、法人格があるんだらうというふうには認識していたんですけれども、具体的にどのような法人というものについては、具体的には持っていなかったところです。

○下地康教委員 平成27年に翁長知事はワシントンD C株式会社を沖縄県が設立したと新聞報道で公表しておりますけれども、その考えは当然県庁内では、共有されていたはずですが、なぜ現在に至るまで、ワシントンD C株式会社が株式会社かどうかという判断ができない状況が発生したのか。その理由を伺います。

○溜政仁証人 平成27年当時どのような処理がなされたかというのが明確でなかったというのが、今回大きな問題であったというふうに承知しております。新聞報道等で知事が定款等を持った写真等が出たんですけれども、それについてどういうふうに処理したかというのが不明でございました。調べた結果、調べたんですけれども、当時どのような処理をしていたのかというのが分からないということだったということでございます。

○下地康教委員 ワシントンD C株式会社に、株式会社の法人を設立するという判断をですね、いつ、誰の発意でどのような経緯で行われていたのか、公室長として、今現在公室長として、どういうふうに把握していますか。

○溜政仁証人 当時の翁長知事の公約等に基づいてワシントン駐在等の事業が動いたというふうに承知しております。

○下地康教委員 県としてですね、正式に設立を委任する、または法人を設立する旨の意思決定、決裁、協議、合意ですね。これはいつどの文書でなされていたのか、認識していますか。

○溜政仁証人 当時ですね、県として法人の設立等の意思決定というのはなされていなかったということから、令和6年の12月に追認をしたところでござい

ます。

○下地康教委員 そのような状況でですね、その当時県庁組織内ですね、ワシントンDC株式会社の株式取得も含めた設立に関する法的手続が取られていなかったというふうに判断されることになりますけれども、その判断は間違いないですか。

○溜政仁証人 平成27年当時には、株式会社の設立等についての協議等もなされていないということです。当然株式の取得等についての説明というのでもなかったというふうに承知しております。

○下地康教委員 知事がですね、ワシントンDC株式会社の設立宣言以降、当時の知事公室長を含め現在に至るまで、担当部局職員はですね、なぜ株式会社設立の部内における手続を進めなかったのか。また、結果的にですね、予算の違法執行が責められるような現在の状況をどう捉えていますか。

○溜政仁証人 その後の担当職員については、基本的には、当然当初でそのような手続は取られていたであろうというふうな考えがあったと思います。これは私の考えというか思っているところなんですけれどもあります。そういうことです。

○下地康教委員 これまで県は、ワシントンコア社への委託料3万ドルの中からワシントンDC株式会社に1000ドルが出資金として支払われているというふうに説明しておりますけれども、その当時から沖縄県の子会社であると説明しています。しかし、玉元課長はですね、3万ドルの委託料の中に出資金の1000ドルが含まれていると県が決定づけたのは、追認した時点であると証言をしているんですね。つまり追認するまでは日本国内法においてワシントンDC株式会社は県の子会社ではなかったということになります。そうすると追認するまでの予算執行は法的根拠を失い、違法となるというふうに考えますが、それをどう考えますか。

○溜政仁証人 沖縄県のワシントン駐在の活動支援については、ワシントン駐在員の米国での情報収集、情報発信等を支援するための事業ということになりますので、それをもって違法性があるということは考えていないということです。

○西銘啓史郎委員長 比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 よろしくをお願いします。

この間、質疑を続けていく中で、法人設立の際の決裁手続の不備、これは指摘をされていて、皆さんも認めているところだと思います。私が今問題視しているのはですね、この調査検証委員会の報告書にもあるように設立時は問題があった、けどその後も手続の瑕疵の治癒を怠っているという指摘があります。

一つお聞きしたいのは、平成29年、引継ぎのときですが——運天所長、証人としても来ましたが、その引継ぎの際にですね、日本の自治法でいう株主に当たるのかを確認して、必要であれば登録してくださいと、県側に本庁に伝えたと証言しています。証人は当時の課長だったわけですが、連絡を受けましたか。

○溜政仁証人 平成29年当時は私は課長ではなかった。秘書課だと思います。ちょっとそこは答えられないところです。

○比嘉瑞己委員 大変失礼いたしました。

ちょっと追認行為についても指摘があるわけですがけれども、そもそもこの皆さんがやった追認行為の目的は何ですか。改めて教えてください。

○溜政仁証人 ワシントンにあるワシントンDCオフィス社について、業務上必要であるということを認めて、それを、その法人設立等の手続がなされていなかったんですけれども、それを当時に遡って沖縄県が設立することを認めるということで、それによって駐在職員がそのDC社の役員を兼ねるということの営利企業従事許可を認める。先ほど言われた1000株、1000ドルの株についての財産登録を行う等の手続を行うことに必要であったというふうに認識しております。

○比嘉瑞己委員 もうちょっと平たく聞くと、逆に追認行為を行わない場合、こういった問題が出てくるんですか。

○溜政仁証人 追認を行わないということになると、今後我々が、何て言うんすかね、そのワシントンDC社の運営等、運営というか行う、あるいは継続する、閉める等の判断等が沖縄県ではできないことになろうかというふうに思います。

○比嘉瑞己委員 いろいろ問題があったことをこれから注意するためには、この追認行為が必要だったという理解でよろしいんですか。

○溜政仁証人 そのとおりだと思います。

○比嘉瑞己委員 以上です。

○西銘啓史郎委員長 徳田将仁委員。

○徳田将仁委員 溜さん、よろしくお願いします。

駐在職員の給与の支払方法についての部分で、また聞きたいんですけど、一昨年の12月議会での答弁で、溜公室長は——現地職員への2000万円以上の給与の話なんですけど、本人の申出を確認してドルで支払っていると答弁していました。そして、地方公務員法25条の中で円で支払わなければいけないとあることから、事実を誤認していたというところがありまして答弁を修正しましたが、実際のところ事実はどうだったのか、再度答弁聞かせください。

○溜政仁証人 円建てで沖縄県の本庁のほうから支払っているということでございます。

○徳田将仁委員 つまりこの本事業の課長、そして統括監を歴任した知事公室長として、答弁がその当時は二転三転しました。この公金支出の最も基本的な部分なんですね、公金支出というのは。その部分について管理、監督が及んでいなかったということになりますが、それでよろしいですか。

○溜政仁証人 具体的にどのように支払っていたかというのは、すぐ、すぐというか答弁できなかったということは反省しております。

○徳田将仁委員 先日の玉元証人の供述によるとですね、令和2年11月の時点で、株式会社の株式発行の疑惑、それについての関係者への聞き取り、このメモですね。当時の上司である溜課長へ11月26日に報告を行ったとまで言っていました。その中でまた確認したいと思います。公室長は部下が適法性に疑義を持ちながら、それを報告せず放置したとお考えなのか、それとも報告を受けたが記憶にないとの認識を持っているのか、再度聞かせください。

○溜政仁証人 当時の件については、私自体は記憶にないものですから、どちらをどうだということは一概には言えないというふうに考えております。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、徳田委員から記憶にないならないでいいので、答弁してほしいとの発言があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。
徳田将仁委員。

○溜政仁証人 記憶にないところです。

○徳田将仁委員 まずこの記憶にないと、これで済ませていいのかという問題になるんですけど、今回のこのワシントン事務所問題にとっても重要な部分だと思ってらるんですね。部下から上げられた問題点を聞き流す、そんな重大な職務怠慢体制こそが今回の大きな問題点だったと私は思っております。この段階で法務局や監査部門に照会していたら、事務所の適法性は当時把握できた可能性が高いと思うんですね。この点は否定されますか。

○溜政仁証人 それをそのままにせずに適切に判断していれば、今回のような状況は生まれなかったというふうに考えております。

○徳田将仁委員 仮にこの報告を聞いていなかったとしてもですね、適法性に疑義が示された時点で、自らですよ確認して調査する責任は当時の課長とか統括監、知事公室長を歴任した溜さんにあったんじゃないんですか。

○溜政仁証人 自らやるかどうかというのはちょっと段階を追ってということになるのかなというふうには思いますが、いずれにしましても、当時そのままやむやになったというところについては大変反省すべきだというふうに考えております。

○徳田将仁委員 この重大な過失を踏まえてですよ、知事公室長に対して、今回どのような行政上の処分が下されましたか。

○溜政仁証人 行政上の処分につきましては、本答弁でも総務部長が申し上げたとおり、個人への処分の内容については公にしないということでございます。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、徳田委員からこの点は証言を求めることはできないのかとの確認があり、委員長から個人の処分に関わる部分について証言を強制することはできないと説明があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

徳田将仁委員。

○徳田将仁委員 分かりました。

これまでのこの百条委員会の聴取においてですね、2015年3月の時点では、担当職員たちは株式会社を想定していなかったという、担当課長とかもおっしゃっていました。

しかし、実際は5月には会社が設立されました。そこでこの株式を有する株式会社を設立することに対してですね、誰が指示を出したのか、資金のスキームを誰がつくったのか、まだはっきりしていないんですよ。この問題が発覚して1年以上がたつ現在ですね、調査を指示する立場の公室長の調査結果を教えてください。

○溜政仁証人 我々も資料がない中でいろいろ調べていく中で、当時の駐在職員と委託先のやり取りの中で、法人としてこれこれこれこれ3種類があります、どれがいいですかというのが提示されて、駐在職員がそれではCコーポレーションがよいと思いますというやり取りが記録があるということでございます。そこからすると、その当時ですね、法人としてはワシントンのサイドのほうで、このCコーポレーションという形態にするということを決定したのであるというふうに判断しているところでございます。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、徳田委員から答弁漏れで資金スキームについて答えていないという指摘があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

溜政仁証人。

○溜政仁証人 どのようにするというのも同じように、ワシントン駐在と委託先、弁護士等が相談して決めたのであろうというふうに考えております。

○西銘啓史郎委員長 当山勝利委員。

○当山勝利委員 よろしくをお願いします。

平成31年、令和元年と、それから令和2年で課長職にあられて、先ほど来の話だと玉元班長のその報告については記憶がないということだったので、当時の令和元年、それから令和2年の課長として、ワシントン駐在っていうのはどういうところで駐在員として働いているという認識であったのか記憶はありますか。

○溜政仁証人 どういうところでっていう——先ほどもちょっと答弁させてもらったんですけども、何らかの法人格はあるんだろうというぐらいの認識でございました。当時はですね、もう設立されて何年もたっており、ワシントン駐在自体の活動というのはコロナも挟んでいるんですけども、適宜連邦議会、連邦政府等とのやり取りというのをやられていて報告もあったところですから、順調にそこは活動しているんだなということ。そして、法人云々というものについてはそこまでというか、あまり考えることはなかったということでございます。

○当山勝利委員 ということは、まずワシントンDCオフィスインクという名称は、当時は認識されていましたか。

○溜政仁証人 いや、認識していなかったです。

○当山勝利委員 ということは、どういう法人を——じゃその当時は、そこは法人であるだろうということは認識されていたということですね、先ほどの答弁だと。

○溜政仁証人 そうですね。これも明確にというわけではないんですけども、

何らかの法人格はあるんだろうというぐらいの認識でございました。

○当山勝利委員 分かりました。

となると、もう記憶があまり定かじゃないところでの答えになっているのでちょっと難しいとは思いますが、ワシントン駐在を支援する立場で皆様方はいたというのは理解できるんですけども、何らかの法人だろうというものに関して、行政として本来だったら法人を持っていることに対して、何らかの処置というか、株式会社であろうとなかろうと行政手続きがいると思うんですよね。それに対しての認識っていうのはなかったですか。

○溜政仁証人 当時、私課長でございますので、自ら調査するとかってそういう立場にはないので、そういう報告がなかったということでございます。

○当山勝利委員 分かりました。終わります。

○西銘啓史郎委員長 仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 溜証人、よろしくお願いします。

これまでの溜証人——本会議も含めてですね、本会議の答弁も含めて虚偽の答弁はないですね。

○溜政仁証人 正直、誤った答弁はあったと思いますが、虚偽はないということでございます。

○仲里全孝委員 そうしたら、会社、法人設立について確認させてください。

文書での意思決定もないのに、この法人の株式会社は、これ誰がその設立を決定されたんですか。

○溜政仁証人 平成27年当時のやり取りを確認できた中からすると、当時のワシントン駐在とその委託先、あるいは弁護士等が確認して現地で法人をつくったということであろうというふうに考えております。

○仲里全孝委員 県の法人組織という皆さんの確認のその根拠を教えてください。

○溜政仁証人 結果として、県の委託料を原資としてつくっている、100%を原資としているわけですので、県の子会社に当たろうかというふうに考えております。

○仲里全孝委員 これまでですね、参考資料によると、沖縄プリフェクチャーワシントンDCインクっていうのが、通常これ私的な法人組織になっているんですよ。そこで、通常——今子会社の話が出たんですけども、日本でも一緒ですね、もし子会社に当たるのであれば、最低でもガバメントオフィス、チャイルドプロジェクトとか、チャイルドオフィスとかですね、そういう名称が来るようであります。そこでちょっと確認したいのは、申請者は誰になりますか。

○溜政仁証人 申請者っていうのは、当時の発起人ということですか。そこは現地の弁護士だったというふうに承知しております。

○仲里全孝委員 アメリカ法務局に法人組織を申請された方は誰ですか。

○溜政仁証人 今、正式な名称はちょっと記憶では曖昧なので、はっきり言えないところでございます。

○仲里全孝委員 ダニエル・S・クラカワーさんですか。

○溜政仁証人 ありがとうございます。そのように承知しております。

○仲里全孝委員 ワシントン事務所の問題でですね、もう1年も超えているんですけども、いまだにこの意思決定だとかもろもろ中身が見えないんですよ。アメリカ法務局にこの法人組織の存在、申請者、全ての書類を確認しましたか。

○溜政仁証人 法務局に確認したというか、ワシントン事務所等にある書類は確認したということです。

○仲里全孝委員 なぜ沖縄県が自ら関わりあるのに、なぜこういった問題になって皆さんが自ら確認をしないんですか。

○溜政仁証人 何ていうんですかね、ワシントン事務所のほうで確認できるものは確認しているということでございます。

以上です。

○仲里全孝委員 公金を支出して沖縄県の子会社って言っていますから、皆さんが確認すべきだと思います。そこです、定款に2人、定款そのものに平安山さん、山里さんが定款設立の際サインされております。この決裁は誰がしたんですか。

○溜政仁証人 決裁はなされていないと承知しております。

○仲里全孝委員 自己判断で法人組織にサインをしたということでしょうか。

○溜政仁証人 結果的にはそういうことになるかというふうに。

○仲里全孝委員 ビザの件、確認させてください。

ビザは公金で支出されていますけれども、就労許可書を誰が許可されていますか。

○溜政仁証人 ちょっと休憩。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、溜証人より許可書の名称について確認があり、仲里委員から雇用証明許可書であるとの説明があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

溜証人。

○溜政仁証人 それぞれについては当時の管理者、公室長等がサインしているというふうに承知しております。

○仲里全孝委員 通常、事務決裁規程で雇用証明書というのは誰が許可するんですか、専決するんですか。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、溜証人から事務決裁規程を確認したほうがよいかとの発言があり、補助者の助力を求めた。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

溜証人。

○溜政仁証人 すみません、事務決裁規程は今確認できないのでお答えできません。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員から再度確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

溜証人。

○溜政仁証人 正確に確認する必要があるかと思うんですが、所属長が確認をする場合は、その部下について確認をするということです。ワシントン駐在においては、参事であったりがおりますので、その場合は公室長がサインをするということになるかと思っております。

○仲里全孝委員 その根拠を教えてください。

○溜政仁証人 事務決裁規程ということになると。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員より事務決裁規程のどこに根拠があるのかとの確認があったが、結局質問を変更することになった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

仲里委員。

○仲里全孝委員 その中でですね、ビザ、F A R A、従事許可も終えていないのに、皆さんが決裁を下ろしたのはどういうことですか。

○溜政仁証人 それについては、そもそものビザの申請に必要なということで、サインをし——書類の一つとしてサインをしたということだというふうに承知しております。

○仲里全孝委員 従事許可を受けていないのに、皆さんが決裁を受けたのはどういったことですかって聞いているんです。

○溜政仁証人 確かに従事許可を受けていないというのは大変問題があったというふうに考えております。

○仲里全孝委員 以上です。

○西銘啓史郎委員長 大田守委員。

○大田守委員 こんにちは。よろしくお願いします。

今回ワシントン駐在に係る問題で一番大きいのは、やはりこの法人設立の問題、そして職員の派遣、これは兼職のまま、身分のまま行っているという問題。あとは法人の決算、そして総会、この資料がほぼない。あともう一つは、毎年の報告書がちゃんとした報告書だったのかどうか。少し手抜きがあったんじゃない、もう手抜きという言い方はおかしいですね、少しこの記録の仕方が雑に扱ってんじゃないかというものだと思うんですよね。そういった中では、この法人設立の問題で、令和2年から担当班長になった玉元さんのお話では、前の引継ぎの中で、メモを作ったと。それを上司のほうに報告したということをおっしゃっているんですよね。その中で、なぜそこで止まってしまったのか。そこは課長が止めたのか。それとももっと上のほうからの指示があったのか。この点はいかがでしょうか。

○溜政仁証人 はい、令和2年に当時の班長は私のほうに報告したということなんですけれども、それについて、申し訳ないんですけれども私にはその記憶がないものですから、何とも言えないところなんですけれども、少なくとも仮にその話を上に、三役なりに報告をしていれば、そのように記憶がないということはなかったでしょうと思いますので、上のほうから止めるということはち

よっと考えにくいかなというふうに考えております。

○大田守委員 考えにくいということだと思いう御答弁なんですけどね。ただ玉元班長はその後3年間やられておりますよね。そして、溜さんが2年間課長など、そして、また2年は統括監をなさってます。この3年間は一緒なんですよね。そういった中で、あのときのメモはどうなってんのと、今度私は課長で統括監になれば、気にかかっていけばそういった質問したかなと思うんですけれども、その点は一切やってないということなんでしょうか。

○溜政仁証人 そもそも報告を受けたこと自体、記憶にないものですから、それを振り返って、あのメモはという話にはなりにくいのかなというふうに考えております。

○大田守委員 そうであれば、当時の玉元班長はいろんなもので、特に担当の基地担当の問題で忙しかったと、多忙だったということでそのままになったんじゃないかというお話だったんですよね。ただ私はこのワシントン駐在は基本的には基地問題、これを解決するために、翁長知事が政策として打ち上げたはずなんですよね。この大事なものを本当に執行部、そしてこの管理者がこんな簡単な問題で忘れてしまうのかどうか、これ不思議なんですよね。本当に多忙で忘れていたのかどうか、もう一度お願いします。

○溜政仁証人 これは当時の班長の、何ていうんですかね。受け止めですので私のほうからはちょっと発言がしにくいところでございます。

○大田守委員 そうであれば、もう1年余りの委員会の中で、様々な答弁がございました。全く責任が感じられない。今回の問題はそこが一番大きいと思うんですよね。本来行政はいろんな問題にしても、5年ごとにローリングしますよね、政策的なものは。今回それが行われた可能性もほぼないような感じなんです。ここまで、皆さん方が分からないという表現であればですね。その点は、見直しというかローリングは、一旦考えたことはあるんでしょうか。特に公室長の場合は、5年目、6年もあったと思うんです。

○溜政仁証人 当時、班長のほうは、ワシントン駐在の活性化といいますか、活用について様々な活動を考えていたと思います。ですので例えば、その事業費委託費を2本に分けるとか、委託の応募者を増やす努力をするとかそのよう

な活動を活発化させるようなことは様々考えていたというふうに承知しているところでございます。

○大田守委員 以上です。

○西銘啓史郎委員長 大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 溜さん、よろしくお願いします。

○溜政仁証人 よろしく申し上げます。

○大浜一郎委員 これまで県は、法人設立が適当であった、出資も問題ないと本会議や委員会で答弁をしておりますけども、これ答弁内容が全て真実に基づくものだと断言できますか。

○溜政仁証人 米国の法律に基づいて実施されて行われたというふうに承知しております。

○大浜一郎委員 要するに法人設立は県の内部においても適法であるというふうに認識したかっていうことを聞いているんですよ。出資は問題ないか。

○溜政仁証人 内部手続については様々な問題があったというふうに我々も承知していてそれについては、大変問題であったと我々も反省しているところです。ただ、米国においては、現地の弁護士と相談して適法に設立されたというふうに承知しているところでございます。

○大浜一郎委員 百条委員会では、検証委員会、監査委員の監査、そして県の報告書の間で、法人設立や出資に関する説明が食い違ってる点があります。複数ありますが、それらを最終的に統一したのは誰の判断ですか。整理整頓した誰の判断ですか。

○溜政仁証人 これまでこちらの発言等も二転三転しているところも正直あって、それを検証をして最終的な整理というものは、今回の報告書等で整理させてもらっております。それについてはやはり担当課のほうで整理をして、現地の弁護士あるいは日本の弁護士等にも、リーガルチェックをさせていただいて

確認し報告書として取りまとめたということになります。

○大浜一郎委員 誰の判断ですか。

○溜政仁証人 判断という、そういう報告書を出すということについては知事の確認を取って作成したということになります。

○大浜一郎委員 知事の判断でという理解でいいですね。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、大浜委員から最終的に整理整頓した報告書の最終決裁者は知事が決裁したということでもいいかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。
溜証人。

○溜政仁証人 はい、知事についてはこの報告書の概要等を説明して決裁を取ることになるんですけども、具体的な一つ一つの事象については、何ていうんですかね、説明はしていないところですので、その方向で取りまとめるというのは我々担当課であったり知事公室、知事公室長であったりというところで確認をしているということでございます。

○大浜一郎委員 仮に過去の答弁に事実と異なる点や後から整備を変えた部分があるとすれば、これは虚偽答弁ではなくて、後づけ整理だという認識のほうが妥当だというふうに思いますけどそれでいいですか。

○溜政仁証人 正直申しまして、この問題については我々も不明なところが多かったところです。それを調査をしながら答弁をしているので、どうしても食い違ふところが出てきたのであろうというふうに考えております。

○大浜一郎委員 ですので後づけ整理もやっているという認識でいいんですよね。

○溜政仁証人 後づけ整理というものがどういうものかというのは承知してな

いんですけれども、我々としては出てきた証拠書類等について整理をして、米法律等も整理をした上で報告書を整理したということでございます。

○大浜一郎委員 仲里全孝さんのほうの質問に関連しますが、この従事許可を得ずにFARA登録をした管理責任はどういうふうに考えているのか。それは違法の可能性が高くて、これね、懲戒処分がされないのはなぜなんだろうというふうに思うんですよ。これはどう考えていますか。

○溜政仁証人 営利企業従事許可というものは、これ自分の記憶になるんですけれども、公務員として適正に公務を運営する、第三者に誤った——何ていうんですかね、メッセージというか考えなどを与えないように、当初から報告をさせるというものだと考えております。ですので、それがやられなかった、営利企業従事許可が行われなかったというのは、我々として大変反省すべきであると思うんですけれども、それによってすぐさま何かが起こるというふうには今のところは考えていないということでございます。

○大浜一郎委員 管理責任はもうずさんだったと認めるわけですよ。懲戒処分に関しては、違法性が高くて懲戒処分という判断はできないってことですよ。

○溜政仁証人 管理責任があるなしでいったら当然管理は所属、沖縄の本庁のほうで管理をしていますので適正にすべきであつただろうというふうに考えております。懲戒処分については総務部のほうで判断をして、今回数名訓告という形を取ったというふうに理解しております。

○大浜一郎委員 設立についても上司の承認を得ていない。結果として法人設立、出資、株式取得について県として適法性を裏づける1次資料、要は基本的にあるべき資料が存在しない状態であるということは、これは認めますよね。

○溜政仁証人 当時の平成27年当時にやるべき手続が行われていなかった、それによってその存在すべき書類というのも、明確じゃないというのは見つけ切れなかったというのは事実だということだと思います。

○大浜一郎委員 この問題の根底にあるのは、これ、通常の行政業務が全く管理されていないということになると思うんですよ。普通の行政の行為ならできな

いはずですよ。途中途中できちっとしなきゃいけない。これが全くされていない、いまだにされていないということなんですよ。私がさっき言ったような後追い整理ばかりしてる。つまりこのワシントン事務所っていうのは、どうしても政治的活動が中心となって優先されているがゆえにある程度気づいていても、基本的にこれは見て見ぬふりをしなければならなかった。あまり深く突っ込むべきではないと。ただこれは、L1ビザを取って、ロビー活動というのが中心になっているわけですから。なので、これを是正する、要するにガバナンス能力を発揮することをちゅうちょしてしまったというように捉えられても仕方がないというふうに思うんですよ。その点については御指摘、これはつきりしたほうがいい。行政のこのガバナンスというのがあまりにもずさん過ぎるから。通常きちっと途中で直さなきゃいけないけど全然直ってない。後追い整理ばかりしている。要するにDCオフィス社という実態と行政がかみ合っていないと。そういう問題になっているんじゃないですか。そこはどう考えますか。

○溜政仁証人 ワシントン駐在が行っている活動というのは、沖縄の基地問題についての情報収集、情報発信をメインに行っていると。これについては適切にというか、かなり活発に行われているということと、やはり今回の問題というのは別になろうかと思っています。委員がおっしゃっているようにガバナンスが働いていない等の指摘っていうのは、やはり委員の御指摘どおり我々のほうで、当初もそうですし、分かった時点で適切に管理、管理というか修正ができれば、今回のような状況にはなっていなかったであろうというふうに大変反省しているところでございます。

○大浜一郎委員 以上です。

○西銘啓史郎委員長 上原快佐委員。

○上原快佐委員 お疲れさまです。

それでは、何点かちょっと確認させてください。

平成31年、令和元年ですね。令和元年から溜政仁知事公室長は、課長として業務を行っていますけれども、それ以前にはこのワシントン事務所について、どういった関わりであったりだとか、ワシントン事務所についてどういう認識を持っていたのかということを確認させてください。

○溜政仁証人 私ちょうど平成29年に秘書課の班長になりまして、その頃から

当然ワシントン駐在があることは承知していたところです。直接的——そうですね、総括業務ですので、直接的というか間接的には関わっていたということになります。

○上原快佐委員 その間接的に関わっている中で、このワシントン事務所の設立であつたりだとか、その経緯、または課題というものは認識できるような、そういったことはあつたんでしょうか。そういったタイミングといいますか。

○溜政仁証人 まずですね、これについての執行伺等はおそらく前年でやられていたのかなと思っていて、決裁はこの委託についての、ちょっと記憶がないんですけれども、委託についての決裁というのはおそらくなかった、私のほうではやられていないであろうと。あと、組織が分かれたんですね。最初辺野古問題も同じ課でやっていて、それを専任させるということで分けた時点で組織の問題が出てきたので、それについては関わって、かなり脆弱なことになってしまったので、どうにかできないかという話はさせてもらった記憶はあります。ただ、それが駐在、ワシントンオフィス社の問題があるとかという話は出てきていなかったと。

○上原快佐委員 分かりました。ということはこの平成31年、令和元年にですね、課長になるまでは、具体的なその設立の経緯であつたりだとか、その課題点に気づく機会はなかったというふうに考えてよろしいんですね。

○溜政仁証人 直接的に関わっておりませんので、その辺の経緯は承知しておりませんでした。

○上原快佐委員 実際に課長になった後、その後、令和3年からは統括監、そして令和5年からは知事公室長の任について、もちろんこのワシントン駐在以外の業務も多岐にわたっていると思うんですが、その中で、この今百条委員会で指摘されているような課題というものは、どの時点で認識はされましたか。

○溜政仁証人 平成6年の決算委員会のところで問題があるということが認識されたということでございます。

○上原快佐委員 百条委員会の中でも、引継ぎであつたりだとか多忙であつたりだとか、そういったいわゆる根本には、この手続の問題点であつたり、体制

の問題点ということが指摘されているわけですが、振り返ってみて、それら以外が一番大きな課題は、もちろん手続の体制だと思うんですが、情報共有も含めてですね、何が一体課題であったとか、何が問題であったのかというのはお答えできますか。

○溜政仁証人 私が課長をしていた平成元年、2年については、もう、先ほども話しましたが、設立されて何年もたっていて、米国での情報収集、情報発信に鋭意取り組んでいるところでしたので、正直法人の話というのはほとんどなかったところです。むしろこの後どのように展開しようかとかですね、そういう話がメインになっていたと思いますので、正直、その議論はなかったです。

○上原快佐委員 課題を認識していないので、当然議論はあるはずもないと思うんですが、もし、ただ気づけるタイミングというのは幾つかあるわけですね。指摘もされているようにですね、今振り返ってみた中で、本来ならどの時点で気づいて、どの時点でその課題に対して、適切な対応をしている場合があったというふうに考えますか。

○溜政仁証人 もうこれは、たればの話になってしまうんですが、平成2年の11月に、当時の班長の報告があった際に何らかの対応をしていれば、今の状況にはならなかったなというふうに考えております。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から令和2年と訂正するよう指摘があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

溜政仁証人。

○溜政仁証人 訂正します。令和2年11月でございます。

○西銘啓史郎委員長 新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま証人の発言をお聞きしていると、内部手続、そして行政管理に関し

ては問題があったということで反省しているということをお聞きしてですね、今後このような、県に対してですね、再発防止策等についてはどのようにお考えですか。

○溜政仁証人 今回の件について報告書を出す際にもですね、知事から、全職員に対するメッセージということで出しております。この件についてはワシントン駐在という特殊なところで起こったんですけれども、このような手続のミスというのは、必ずしもこの特定に限るものではなくて、全ての場面で起こる可能性があるので、十分注意してやるようにというようなメッセージを発しております。我々としても、内部統制等でもですね、十分指摘というか改善措置を取るということで報告をさせていただく等ですね、庁内でもしっかり共有して再発防止に努めたいというふうに考えております。

○新垣光栄委員 そういった中で問題を認識できないと、そういったいろんなもう課題が出てくるわけよね。そういった中で先ほど答弁の中では、内部統制の強化等のお話も出てきたんですけど、その辺の内部統制の強化の方針等はこういう問題が起きて、どのように話したのか。

○溜政仁証人 内部統制につきましては、我々の調査に基づいて内部統制の委員会等でですね、私のほうからこういう事案があったという説明をさせてもらっております。反省点、改善点等の説明を行ったということで、三役のほうからこれは先ほど申し上げたように、一部に限ったことではないということで、十分注意するようにという指摘があったということでございます。

○新垣光栄委員 ぜひこの問題を認識できる、これはおかしいなと思ったときにですね、しっかり共有できる内部統制の部分の構築がもう今後重要になってくると思いますので、しっかりこの辺を認識しながら、行政を進めていく中でですね、どういうふうに考えているのか。

○溜政仁証人 正直なかなか難しいところではあるんですけれども、そこは問題があったときは1人で抱えずというか、やはり共有をして、やはり問題点を整理をするという努力は必要。これ当たり前のことだという、言われれば当たり前のことなんですけれども、ぜひそこは再度確認をして取り組んでいきたいというふうに考えております。

○西銘啓史郎委員長 ありがとうございます。

以上で、溜証人に対する尋問は終了しました。

この際、溜証人に対し、委員会を代表して一言お礼を申し上げます。

本日はお忙しい中、御出席いただきまして心から感謝いたします。

溜証人、ありがとうございました。

休憩いたします。

(溜証人退席)

(休憩中に、今後の日程等について協議を行った。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

今後の日程等については、休憩中に御協議いただきましたとおり進めることとし、詳細については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、予定の議題は終了いたしました。

次回は1月16日金曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変お疲れさまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 西 銘 啓史郎